

# 令和6年度第2回 越前市政システム改革推進委員会

日時：令和6年10月31日（木）  
午後2時  
場所：市役所3階 大会議室

## 会議次第

### 1 開会

### 2 協議事項

(1) 行財政システム改革プランの取組みについて . . . . . 資料1

(2) 市民の幸福に関する条例（仮称）の制定に向けた取組みについて  
. . . . . 資料2

(3) その他

### 3 閉会

# 行財政システム改革プラン の主な取組みについて

# 業務削減の取組み



## ■かえるシートによる業務削減

「かえるシート」を活用し、変えよっさ推進員と上司が一緒になって「無駄かもしれない業務」を再点検

点検対象・・・職員が無駄かもしれないと感じた業務 合計217件

やめる	業務や手順をやめると良いと思うもの	57件
へらす	実施量や頻度を減らすと良いと思うもの	38件
かえる	業務のやり方や手順を変えると良いと思うもの	110件
とめる	無駄かもしれないので、一旦止めてみて様子を見ようと思うもの	12件

(点検結果)

- 変えていくことを決めたもの → 76件
- 変えるべきではない理由が判明し、スッキリしたもの → 11件
- 引き続き検討が必要なもの → 44件
- 他の部署での検討が必要なもの → 86件



## 変えていくことを決めた業務の例

### ■ 災害時の罹災証明書の電子申請化（税務課）

窓口に来なくても、罹災証明書の申請ができるようにしたい。

減免に関係のない、床下浸水に関しては、職員の現地確認がなくてもできるように見直しも行いたい。

### ■ 地域貢献活動支援補助金の書面審査化（市民協働課）

現在、審査会を開催して審査しているが、市で設定した日程の審査会に参加できない団体や、審査会の準備が負担となり申請を諦める団体があることから、地域貢献活動や協働の推進を図るため書類審査に変更する。





## 取組みのねらい

### ■ 変える意識づくり

「仕事（内容、方法）＝変えられないもの」  
と思い込んでいないか

### ■ 業務の削減のきっかけづくり

あれもこれもは無理

今、何が大事かを見極め、「やらない」という  
判断を下すことが必要

→ そのきっかけづくり

今後、かえるシートの取組みを定  
例化することで業務の棚卸しの機  
会を定着させる





## ■ 職員行動指針への民間ノウハウの活用

地元企業（株）アイシン福井）の協力により、職員行動指針づくりを通じた人材育成等のノウハウを習得



## ■ 職員行動指針づくり

今後、ワークショップの開催など、本格的な職員行動指針づくりへと移行



## 職員行動指針の活用方策

### ■ 人材育成基本方針とのリンク

今年度改定予定の市人材育成基本方針とリンクさせることで、職員行動指針の考え方を市の人材育成に活かしていく。

### ■ 身近な行動指針への落とし込み

市全体の職員行動指針を参考に、所属毎でも行動指針を作成。行動指針をより身近なものへと変えていく。

### ■ グッドジョブ賞などの取組みとの連携

グッドジョブ賞などのカテゴリー設定を職員行動指針とリンクさせることで、職員への浸透を図る。

# かえるシート

所属名： 資料1(参考)

職場の無駄な仕事かとも思ったものを記載してみてください。

		業務などの内容	無駄な仕事かとも 思った理由	他への影響や 課題の有無	どうしたい	備考
やめる	業務や手順をやめると良いと 思うもの					
へらす	実施量や頻度を減らすと良い と思うもの					
かえる	業務のやり方や手順を変え ると良いと思うもの					
とめる	無駄かもしれないので、一旦 止めてみて様子を見ようと思 うもの					

## 越前市民の幸福に関する条例（骨子案）

R6.10.28

我が国では、平成、令和と時代が進むにつれ、人口の減少や高齢化、住民ニーズの多様化・複雑化などが進み、また、それらが日々変化しています。

そのような中、本市を始めとする地方自治体では、環境の変化に合わせ、視野の広い行政運営やしっかりと先を見据えた判断をスピーディーに行っていくことがこれまで以上に必要となってきています。

一方で、社会の成熟が進むにつれ、「経済的な豊かさ」「物質的な豊かさ」ではなく、一人ひとりが「実感できる豊かさ」、いわゆる主観的な幸福実感（ウェルビーイング）を重要視しようという動きが世界的に生じ始めています。

そして、越前市では、複雑で変化が速いこれからの社会に対応するため、いち早く幸福実感（ウェルビーイング）に正に主眼を置いた市政運営を始めました。

住民の幸福実感（ウェルビーイング）を高め、最大化していくことは、いつの時代であっても行政運営を進める上での最も重要な使命です。

越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）を市政運営の中心軸として据え、市を挙げて、また、越前市民や市内の様々な団体などと連携しながら政策を進めていくことで、最も効果的に越前市民の期待に応え、市の魅力を高め、そして、より良い越前市を次の世代へと引き継いでいくことができます。

市政の原点を示し、越前市民の誰もが幸福をますます実感できる越前市へと日々進化し続けるため、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、越前市民の誰もが幸福を追求しながら生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すふるさとづくり（以下「幸福実感のふるさとづくり」といいます。）について、その基本的な考え方を明らかにし、それを推進するための基本となることを定めることで、越前市民の幸福実感の向上に役立てることを目的とします。

## （定義）

第2条 この条例において「越前市民」とは、市内に住み、勤め、又は通学する者をいいます。

2 この条例において「幸福実感」とは、人が心身ともに、かつ、社会的にも満たされた状態をいいます。

## （基本的な考え方）

第3条 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をなお一層実感できる越前市となることを目指して行います。

2 幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、

誰一人取り残されない越前市となることを目指して行います。

- 3 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民が持つ幸福を追求する権利を守り、及びこれを尊重して行います。

(市長の責務)

第4条 市長は、市を挙げて幸福実感のふるさとづくりを推進することができるよう、リーダーシップを発揮します。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本的な考え方にに基づき、市全体の幸福実感の向上のための取組を総合的かつ計画的に推進します。

(市民等の役割)

- 第6条 越前市民及び市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体(以下「越前市民等」といいます。)は、第3条に定める基本的な考え方を共有するとともに、市が行う市全体の幸福実感の向上のための取組に協力するよう努めます。
- 2 越前市民等は、越前市民自らが幸福を追求する主体であることを自覚するとともに、他者が持つ幸福を追求し、及び実感する権利を尊重するよう努めます。

(安全で安心して住み続けられる地域づくり)

第7条 市は、越前市民が安全で安心して生活することができるよう、生活しやすく災害に強い都市基盤の整備、安心して住み続けられる地域づくり等を進めます。

(健やかなくらしづくり)

第8条 市は、越前市民が心身ともに健やかに生活することができるよう、越前市民の健康長寿のための取組を進めるとともに、福祉サービス、社会におけるセーフティネット(安全を守るための仕組みをいいます。)の充実等を図ります。

(活力ある地域づくり)

第9条 市は、魅力にあふれ、人が集う持続可能な越前市となるよう、地域産業の活性化、スポーツ・文化の振興等を通じて市の魅力の向上を図るとともに、広く市内外に市の魅力を発信します。

(充実した子育て・教育環境づくり)

第10条 市は、越前市民が未来を担う子ども達を安心して産み育てられ、及び子ども達が夢を持って健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

(支え合い、助け合える地域づくり)

第11条 市は、地域における人と人とのつながりを深め、越前市民が互いに支え合い、及び助け合うことのできるよう、地域の自治を支援し、共助（地域や身近にいる人同士が支え合い、及び助け合うことをいいます。）のための環境づくりを進めます。

(居場所づくり及び舞台の提供)

第12条 市は、第7条から前条までの取組を通じて、越前市民一人ひとりが自分らしく居られる居場所づくりを進めます。

2 市は、第7条から前条までの取組を通じて、越前市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場及び機会の提供を図ります。

(対話等の尊重)

第13条 市は、越前市民一人ひとりに根付いた幸福実感のふるさとづくりとなるよう、積極的に越前市民等との対話の機会及び越前市民等の意見を把握する機会を設け、並びに市の持つ情報を広く発信します。

(施策等への反映)

第14条 市は、総合計画（市の行政の総合的かつ計画的な運営を図るために策定される、市の最上位の計画をいいます。）その他の市の政策の基本となる計画を定めるときは、第3条に定める基本的な考え方を尊重します。

2 市は、施策の立案及び実行に当たっては、越前市民の幸福実感の向上に努めるとともに、その効果的な実現に向け、越前市民のニーズや幸福度（市民が幸福を実感している度合いをいいます。）の把握に努めます。

附 則

この条例は、令和7年 月 日から施行します。

## 条例骨子案新旧対照表 ※赤字部分・・・前回からの変更箇所

旧（第1回委員会説明時骨子案）		骨子案修正案		修正点
題名	越前市市民の幸福に関する条例	題名	越前市民の幸福に関する条例	・「越前市市民」→「越前市民」
前文		前文	<p>我が国では、平成、令和と時代が進むにつれ、人口の減少や高齢化、住民ニーズの多様化・複雑化などが進み、また、それらが日々変化しています。</p> <p>そのような中、本市を始めとする地方自治体では、環境の変化に合わせ、視野の広い行政運営やしっかりと先を見据えた判断をスピーディーに行っていくことがこれまで以上に必要となってきています。</p> <p>一方で、社会の成熟が進むにつれ、「経済的な豊かさ」「物質的な豊かさ」ではなく、一人ひとりが「実感できる豊かさ」、いわゆる主観的な幸福実感（ウェルビーイング）を重要視しようという動きが世界的に生じ始めています。</p> <p>そして、越前市では、複雑で変化が速いこれからの社会に対応するため、いち早く幸福実感（ウェルビーイング）に正に主眼を置いた市政運営を始めました。</p> <p>住民の幸福実感（ウェルビーイング）を高め、最大化していくことは、いつの時代であっても行政運営を進める上での最も重要な使命です。</p> <p>越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）を市政運営の中心軸として据え、市を挙げて、また、越前市民や市内の様々な団体などと連携しながら政策を進めていくことで、最も効果的に越前市民の期待に応え、市の魅力を高め、そして、より良い越前市を次の世代へと引き継いでいくことができます。</p> <p>市政の原点を示し、越前市民の誰もが幸福をますます実感できる越前市へと日々進化し続けるため、この条例を制定します。</p>	・前文（案）を追加
第1条	<p>（目的）</p> <p>この条例は、市民誰もが幸福を追求しながら生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すふるさとづくり（以下「幸福実感のふるさとづくり」という。）について、その基本理念を明らかにするとともに、これを推進するための基本となる事柄を定め、もって市民の幸福実感の向上に資することを目的とする。</p>	第1条	<p>（目的）</p> <p>この条例は、越前市民の誰もが幸福を追求しながら生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すふるさとづくり（以下「幸福実感のふるさとづくり」といいます。）について、その基本的な考え方を明らかにし、それを推進するための基本となることを定めることで、越前市民の幸福実感の向上に役立てることを目的とします。</p>	・ですます調べの変更 ・やさしい用語への置き換え
第2条	<p>（定義）</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、勤め、又は通学する者をいう。</p> <p>(2) 幸福実感 人が心身ともに、かつ、社会的にも満たされた状態をいう。</p> <p>(3) 共助 地域や身近にいる人同士が支え合い、及び助け合うことをいう。</p> <p>(4) 総合計画 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定される、市の最上位の計画をいう。</p>	第2条 (第1項)	<p>（定義）</p> <p>この条例において「越前市民」とは、市内に住み、勤め、又は通学する者をいいます。</p>	<p>・「越前市市民」→「越前市民」</p> <p>・ですます調べの変更</p> <p>・法令用語「各号」を使用しなくて済むよう、項建てに変更</p> <p>・「総合計画」の定義を第14条第1項中で行うように変更。</p>

旧（第1回委員会説明時骨子案）		骨子案修正案		修正点
		(第2項)	この条例において「幸福実感」とは、人が心身ともに、かつ、社会的にも満たされた状態をいいます。	
		(第3項)	この条例において「共助」とは、地域や身近にいる人同士が支え合い、及び助け合うことをいいます。	
第3条 (第1項)	(基本理念) 幸福実感のふるさとづくりは、市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をなお一層実感できる越前市となることを目指して行うものとする。	第3条 (第1項)	(基本的な考え方) 幸福実感のふるさとづくりは、越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をなお一層実感できる越前市となることを目指して行います。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・やさしい用語への置き換え
(第2項)	幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残されない越前市となることを目指して行うものとする。	(第2項)	幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残されない越前市となることを目指して行います。	
(第3項)	幸福実感のふるさとづくりは、市民が持つ幸福を追求する権利を守り、及びこれを尊重して行われなければならない。	(第3項)	幸福実感のふるさとづくりは、越前市民が持つ幸福を追求する権利を守り、及びこれを尊重して行います。	
		第4条	(市長の責務) 市長は、市を挙げて幸福実感のふるさとづくりを推進することができるよう、リーダーシップを発揮します。	・新たに市長の責務を明示
第4条	(市の責務) 市は、前条に定める基本理念に基づき、市全体の幸福実感の向上のための取組を総合的かつ計画的に推進しなければならない。	第5条	(市の責務) 市は、第3条に定める基本的な考え方に基づき、市全体の幸福実感の向上のための取組を総合的かつ計画的に推進します。	・ですます調への変更 ・やさしい用語への置き換え
第5条 (第1項)	(市民等の役割) 市民及び市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体（以下「市民等」という。）は、第3条に定める基本理念を共有するとともに、市が行う市全体の幸福実感の向上のための取組に協力するよう努めるものとする。	第6条 (第1項)	(市民等の役割) 越前市民及び市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体（以下「越前市民等」といいます。）は、第3条に定める基本的な考え方を共有するとともに、市が行う市全体の幸福実感の向上のための取組に協力するよう努めます。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・やさしい用語への置き換え
(第2項)	市民等は、市民自らが幸福を追求する主体であることを自覚するとともに、他者が持つ幸福を追求し、及び実感する権利を尊重するよう努めるものとする。	(第2項)	越前市民等は、越前市民自らが幸福を追求する主体であることを自覚するとともに、他者が持つ幸福を追求し、及び実感する権利を尊重するよう努めます。	
第6条	(安全で安心に住み続けられる地域づくり) 市は、市民が安全で安心して生活することができるよう、生活しやすく災害に強い都市基盤の整備、安心して住み続けられる地域づくり等に努めるものとする。	第7条	(安全で安心に住み続けられる地域づくり) 市は、越前市民が安全で安心して生活することができるよう、生活しやすく災害に強い都市基盤の整備、安心して住み続けられる地域づくり等を進めます。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・より前向きな表現に変更
第7条	(健やかなくらしづくり) 市は、市民が心身ともに健やかに生活することができるよう、市民の健康長寿のための取組を進めるとともに、福祉サービス、社会におけるセーフティネット（安全を守るための仕組みをいう。）の充実等に努めるものとする。	第8条	(健やかなくらしづくり) 市は、越前市民が心身ともに健やかに生活することができるよう、越前市民の健康長寿のための取組を進めるとともに、福祉サービス、社会におけるセーフティネット（安全を守るための仕組みをいいます。）の充実等を図ります。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・より前向きな表現に変更
第8条	(活力ある地域づくり) 市は、魅力にあふれ、人が集う持続可能な越前市となるよう、地域産業の活性化、スポーツ・文化の振興、市の魅力の向上及び発信等に努めるものとする。	第9条	(活力ある地域づくり) 市は、魅力にあふれ、人が集う持続可能な越前市となるよう、地域産業の活性化、スポーツ・文化の振興等を通じて市の魅力の向上を図るとともに、広く市内外に市の魅力を発信します。	・ですます調への変更 ・より前向きな表現に変更

旧（第1回委員会説明時骨子案）		骨子案修正案		修正点
第9条	（充実した子育て・教育環境づくり） 市は、市民が未来を担う子ども達を安心して産み育てられ、及び子ども達が夢を持って健やかに育つことができる環境づくりに努めるものとする。	第10条	（充実した子育て・教育環境づくり） 市は、 <b>越前</b> 市民が未来を担う子ども達を安心して産み育てられ、及び子ども達が夢を持って健やかに育つことができる環境づくりを <b>進めます</b> 。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・より前向きな表現に変更
第10条	（支え合い、助け合える地域づくり） 市は、地域における人と人とのつながりを深め、市民が互いに支え合い、及び助け合うことのできるよう、地域の自治を支援し、共助のための環境づくりに努めるものとする。	第11条	（支え合い、助け合える地域づくり） 市は、地域における人と人とのつながりを深め、 <b>越前</b> 市民が互いに支え合い、及び助け合うことのできるよう、地域の自治を支援し、共助（ <b>地域や身近にいる人同士が支え合い、及び助け合うことをいいます。</b> ）のための環境づくりを <b>進めます</b> 。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・より前向きな表現に変更 ・「共助」の定義を追加
第11条 （第1項）  （第2項）	（居場所づくり及び舞台の提供） 市は、第6条から前条までの取組を通じて、市民一人ひとりが自分らしく居られる居場所づくりに努めるものとする。 市は、第6条から前条までの取組を通じて、市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場及び機会の提供に努めるものとする。	第12条 （第1項）  （第2項）	（居場所づくり及び舞台の提供） 市は、第7条から前条までの取組を通じて、 <b>越前</b> 市民一人ひとりが自分らしく居られる居場所づくりを <b>進めます</b> 。 市は、第7条から前条までの取組を通じて、 <b>越前</b> 市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場及び機会の提供を <b>図ります</b> 。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・より前向きな表現に変更
		第13条	（対話等の尊重） 市は、 <b>越前</b> 市民一人ひとりに根付いた幸福実感のふるさとづくりとなるよう、積極的に越前市民等との対話の機会及び越前市民等の意見を把握する機会を設け、並びに市の持つ情報を広く発信します。	・新たに対話等を尊重する姿勢を明示
第12条 （第1項）  （第2項）	（施策等への反映） 市は、総合計画その他の市の政策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるときは、第3条に定める基本理念を尊重しなければならない。 市は、施策の立案及び実行に当たっては、市民の幸福実感の向上に努めるとともに、その効果的な実現に向け、市民のニーズや幸福度（市民が幸福を実感している度合いをいう。）の把握に努めるものとする。	第14条 （第1項）  （第2項）	（施策等への反映） 市は、総合計画（ <b>市の行政の総合的かつ計画的な運営を図るために策定される、市の最上位の計画をいいます。</b> ）その他の市の政策の基本となる計画を定めるときは、第3条に定める <b>基本的な考え方を尊重</b> します。 市は、施策の立案及び実行に当たっては、 <b>越前</b> 市民の幸福実感の向上に努めるとともに、その効果的な実現に向け、 <b>越前</b> 市民のニーズや幸福度（市民が幸福を実感している度合いを <b>いいます</b> 。）の把握に努 <b>めます</b> 。	・「越前市市民」→「越前市民」 ・ですます調への変更 ・やさしい用語への置き換え ・「総合計画」の定義を追加 ・「基本計画」の定義を削除
附則	附 則 この条例は、令和7年 月 日から施行する。	附則	附 則 この条例は、令和7年 月 日から施行 <b>します</b> 。	・ですます調への変更

# (仮称)越前市民の幸福に関する条例(骨子案)

## 逐条解説

## 【第1条】 目的

この条例は、  
越前市民の誰もが幸福を追求しながら生き生きと生活し、幸福をますます実感できる越前市を目指すふるさとづくり(以下「幸福実感のふるさとづくり」といいます。)について、  
その基本的な考え方を明らかにし、  
それを推進するための基本となることを定めることで、  
越前市民の幸福実感の向上に役立てることを目的とします。

■この条例をどういった目的で制定するのかを定める規定です。

■この条例は、市民が幸福をますます実感できる、そういった越前市を目指す「幸福実感のふるさとづくり」を進めるために、その基本となる考え方やその他基本となる事柄を定めるものです。

## 【第2条】 定義

### (第1項)

この条例において「越前市民」とは、市内に住み、勤め、又は通学する者をいいます。

■この条例での「越前市民」の意味には、市内に住んでいる人だけでなく、市内の会社などに勤めている人や市内の学校に通っている人が含まれています。

■つまり、この条例は、日常的に越前市で過ごす人を対象としています。

### (第2項)

この条例において「幸福実感」とは、人が心身ともに、かつ、社会的にも満たされた状態をいいます。

■この条例での「幸福実感」の意味には、生活の安定や健康などからもたらされる心身の充実・充足に加え、コミュニティ内にその人の居場所や活躍の場があり、社会的な充足感が感じられる状態を指します。

## 【第3条】 基本的な考え方

### (第1項)

幸福実感のふるさとづくりは、  
越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をなお一層実感できる越前市となることを目指して行います。

- 本市が「幸福実感のふるさとづくり」を行うための基本的な考え方を定める規定です。
- 「幸福実感のふるさとづくり」は、越前市が次のような自治体となることを目指して行うものです。
  - ・越前市民一人ひとりが生き生きと生活できる自治体
  - ・越前市民一人ひとりが幸福をなお一層実感できる自治体
- つまり、本市は、越前市民の幸福実感(ウェルビーイング)の向上を目指した市政運営(ふるさとづくり)を行っていきます。

## 【第3条】 基本的な考え方

### (第2項)

幸福実感のふるさとづくりは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残されない越前市となることを目指して行います。

- 本市が「幸福実感のふるさとづくり」を行うための基本的な考え方を定める規定です。
- 「幸福実感のふるさとづくり」は、すべての越前市民のために行います。
- 年齢、性別、国籍、障がいの有無のほか、職業、年収、居住地域、結婚や子どもの有無などに関係なく、誰一人取り残されず、すべての越前市民が幸福をなお一層実感できる越前市となることを目指して行っています。

## 【第3条】 基本的な考え方

### (第3項)

幸福実感のふるさとづくりは、  
越前市民が持つ幸福を追求する権利を守り、及びこれを尊重して行います。

- 本市が「幸福実感のふるさとづくり」を行うための基本的な考え方を定める規定です。
- 「幸福実感のふるさとづくり」を進めるに当たっては、越前市民が個人として持つ、「自分自身の幸福を追求する権利」を不当に侵害することにならないように、この越前市民個人の権利を守りながら、及び尊重しながら行っていきます。

## 【第4条】 市長の責務

市長は、  
市を挙げて幸福実感のふるさとづくりを推進することができるよう、  
リーダーシップを発揮します。

- 「幸福実感のふるさとづくり」を着実に進めるためには、市の各機関・各部門が同じ目標を目指して連携し、着実に取組を進めていく必要があります。
- そのためには、市長がリーダーシップを発揮し、市の他の機関(教育委員会、農業委員会など)などの取組も含め、「幸福実感のふるさとづくり」の本市の取組をけん引していくことを市長の義務として明示します。

## 【第5条】 市の責務

市は、  
第3条に定める基本的な考え方に基づき、  
市全体の幸福実感の向上のための取組を総合的かつ計画的に推進します。

- 幸福実感(ウェルビーイング)には、健康や福祉、安全・安心、仕事や生活環境といった様々な要素が関係します。
- 「幸福実感のふるさとづくり」の取組を効果的に展開し、越前市民一人ひとりの幸福実感(ウェルビーイング)の向上を図るためには、市は、様々な分野の施策を総合的かつ計画的に行っていく必要があります。

## 【第6条】 市民等の役割

### (第1項)

越前市民及び市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体(以下「越前市民等」といいます。)は、第3条に定める基本的な考え方を共有するとともに、市が行う市全体の幸福実感の向上のための取組に協力するよう努めます。

- 「幸福実感のふるさとづくり」について、越前市民、市内の事業者、市内団体が果たすべき役割について定める規定です。
- 「幸福実感のふるさとづくり」の取組は、市役所だけでできるものではありません。
- 越前市民等は、「幸福実感のふるさとづくり」の基本的な考え方を共有し、市役所が行う市全体の幸福実感(ウェルビーイング)を向上させるための取組に協力する必要があります。

## 【第6条】 市民等の役割

### (第2項)

越前市民等は、越前市民自らが幸福を追求する主体であることを自覚するとともに、他者が持つ幸福を追求し、及び実感する権利を尊重するよう努めます。

- 幸福を目指し、幸福を感じることができる主体は、越前市民自身です。越前市民がそのことを自覚し、主体的に幸福実感(ウェルビーイング)の向上のための取組に取り組んでいく必要があります。
- また、越前市民は、自分だけでなく他者にも幸福を追求し、実感する権利があることを理解し、お互いがお互いの権利を尊重していく必要があります。

## 【第7条】 安全で安心して住み続けられる地域づくり

市は、  
越前市民が安全で安心して生活することができるよう、  
生活しやすく災害に強い都市基盤の整備、安心して住み続けられる地域づくり等を進めます。

- 市全体の幸福実感(ウェルビーイング)の向上のために市が取り組むべき内容について定めた規定です。
- 越前市民が幸福を実感できるためには、まず、安全安心で、快適に暮らせる環境が必要です。
- 生活しやすく、災害にも強い都市基盤(道路、上下水道、地域交通など)の整備や防災対策の充実、住宅取得の支援など、安心して住み続けられる地域づくりを進めていきます。
- なお、市総合計画2023においては、基本構想「5 安全で安心して住み続けられるまち」で述べられている取組が主に該当します。

## 【第8条】 健やかにくらしづくり

市は、  
越前市民が心身ともに健やかに生活することができるよう、  
越前市民の健康長寿のための取組を進めるとともに、福祉  
サービス、社会におけるセーフティネット(安全を守るための  
仕組みをいいます。)の充実等を図ります。

- 市全体の幸福実感(ウェルビーイング)の向上のために市が取り組むべき内容について定めた規定です。
- 人生100年時代を迎え、心身ともに健やかに暮らし続けられることは、幸福実感(ウェルビーイング)の向上につながります。
- 越前市民が健康で長生きできるようにするための取組や、障がい者や高齢者など社会的弱者も安心して暮らせる取組(福祉サービスやセーフティネットの充実など)など、誰もが健やかに暮らせるための取組を進めていきます。
- なお、市総合計画2023においては、基本構想「3 すこやかで幸せなくらし」で述べられている取組が主に該当します。

## 【第9条】 活力ある地域づくり

市は、  
魅力にあふれ、人が集う持続可能な越前市となるよう、  
地域産業の活性化、スポーツ・文化の振興等を通じて市の  
魅力の向上を図るとともに、広く市内外に市の魅力を発信し  
ます。

- 市全体の幸福実感(ウェルビーイング)の向上のために市が取り組むべき内容について定めた規定です。
- 地域への愛着や誇りを持つことは、心の充足につながります。
- 越前市民が本市への愛着や誇りを感じる越前市となるよう、モノづくりや県内随一の歴史・文化など本市の強みを生かした地域のブランド化や、地域産業の活性化、スポーツ・文化の振興等の取組を進めていきます。
- なお、市総合計画2023においては、基本構想「1 地域の宝をブランドに」「2 活力あふれる地域産業」で述べられている取組が主に該当します。

## 【第10条】 充実した子育て・教育環境づくり

市は、  
越前市民が未来を担う子ども達を安心して産み育てられ、  
及び子ども達が夢を持って健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

- 市全体の幸福実感(ウェルビーイング)の向上のために市が取り組むべき内容について定めた規定です。
- 越前市を未来につなぎ、より良くしていくためには、未来の越前市を担う子ども達の存在が欠かせません。
- 越前市民が子どもを安心して生み育てることができる環境、子ども達が夢を持って健やかに育つことができる環境を充実させる取組を進めていきます。
- なお、市総合計画2023においては、基本構想「4 未来へつづく子育て・教育」で述べられている取組が主に該当します。

## 【第11条】 支え合い、助け合える地域づくり

市は、  
地域における人と人とのつながりを深め、越前市民が互いに  
支え合い、及び助け合うことのできるよう、  
地域の自治を支援し、共助（地域や身近にいる人同士が支  
え合い、及び助け合うことをいいます。）のための環境づくり  
を進めます。

- 市全体の幸福実感（ウェルビーイング）の向上のために市が取り組むべき内容について定めた規定です。
- 越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）の向上は、市役所だけでは成し遂げられません。
- 「幸福実感のふるさとづくり」がより充実したものとなるよう、地域のコミュニティ活動の支援などを通じて、越前市民同士が支え合い、助け合える、環境づくりを進めていきます。
- なお、市総合計画2023においては、基本構想「6 つながりが心地よいふるさと」で述べられている取組が主に該当します。

## 【第12条】 居場所づくり及び舞台の提供

### (第1項)

市は、  
第7条から前条までの取組を通じて、越前市民一人ひとりが  
自分らしく居られる居場所づくりを進めます。

- 幸福実感(ウェルビーイング)には、社会的な充足感が必要です。
- 一人ひとりが地域の人と心地よくつながり、自分らしく居られる越前市民の「居場所」を創り出すための取組を進めていきます。

### (第2項)

市は、  
第7条から前条までの取組を通じて、越前市民一人ひとりが  
自分らしく活躍できる場及び機会の提供を図ります。

- また、一人ひとりが自分の可能性を引き出し表現できる、越前市民の活躍の場や活躍の機会を創り出すための取組を進めていきます。

## 【第13条】 対話等の尊重

市は、  
越前市民一人ひとりに根付いた幸福実感のふるさとづくりとなるよう、  
積極的に越前市民等との対話の機会及び越前市民等の意見を把握する機会を設け、並びに市の持つ情報を広く発信します。

- 越前市民一人ひとりに根付いた「幸福実感のふるさとづくり」の取組を行っていけるように、施策を進めるにあたり、市は、地域ミーティングなど市民や市内団体との意見交換会や説明会を積極的に行っていきます。
- また、取組を進めるため、パブリック・コメントや市民アンケートなどを通じて、越前市民等の意見を把握していきます。
- このほか、越前市民に市の情報をより知りやすくなるよう、市の情報の効果的な発信や越前市民に利用しやすい情報公開制度の運用を進めていきます。

## 【第14条】 施策等への反映

### (第1項)

市は、総合計画(市の行政の総合的かつ計画的な運営を図るために策定される、市の最上位の計画をいいます。)その他の市の政策の基本となる計画を定めるときは、第3条に定める基本的な考え方を尊重します。

- 市政全体について定める最上位計画である「市総合計画」や市の政策の基本となる計画を定める際には、この条例に定める「幸福実感のふるさとづくり」の基本的な考え方を尊重していきます。
- それにより、市の政策全般において、越前市民の幸福実感(ウェルビーイング)の向上を統一的な基準とした市政運営を行っていきます。

## 【第14条】 施策等への反映

### (第2項)

市は、  
施策の立案及び実行に当たっては、越前市民の幸福実感の向上に努めるとともに、その効果的な実現に向け、越前市民のニーズや幸福度(市民が幸福を実感している度合いをいいます。)の把握に努めます。

- 具体的に市の施策を立案したり、実行する際にも越前市民の幸福実感(ウェルビーイング)の向上を最終目的として行っていきます。
- また、市民アンケート調査などにより、越前市民のニーズや市民が幸福を実感している度合いを把握し、必要に応じて施策の内容や実行方法を見直していくことで、より効果的に越前市民の幸福実感(ウェルビーイング)の向上を図っていきます。

### ●「越前市民の幸福に関する条例(骨子案)」

我が国では、平成、令和と時代が進むにつれ、人口の減少や高齢化、住民ニーズの多様化・複雑化などが進み、また、それらが日々変化しています。

そのような中、本市を始めとする地方自治体では、環境の変化に合わせ、視野の広い行政運営やしっかりと先を見据えた判断をスピーディーに行っていくことがこれまで以上に必要となってきました。

一方で、社会の成熟が進むにつれ、「経済的な豊かさ」「物質的な豊かさ」ではなく、一人ひとりが「実感できる豊かさ」、いわゆる主観的な幸福実感(ウェルビーイング)を重要視しようという動きが世界的に生じ始めています。

そして、越前市では、複雑で変化が速いこれからの社会に対応するため、いち早く幸福実感(ウェルビーイング)に正に主眼を置いた市政運営を始めました。

住民の幸福実感(ウェルビーイング)を高め、最大化していくことは、いつの時代であっても行政運営を進める上での最も重要な使命です。

越前市民の幸福実感(ウェルビーイング)を市政運営の中心軸として据え、市を挙げて、また、越前市民や市内の様々な団体などと連携しながら政策を進めていくことで、最も効果的に越前市民の期待に応え、市の魅力を高め、そして、より良い越前市を次の世代へと引き継いでいくことができます。

市政の原点を示し、越前市民の誰もが幸福をますます実感できる越前市へと日々進化し続けるため、この条例を制定します。

## 【骨子案】 前文（案）の検討項目

- どのような視点で述べるべきか
- 盛り込むべき項目の抜けはないか
- 不要な項目、わかりづらい表現等はないか

# (参考) 前文のある条例の例

## ●「越前市自治基本条例」

(平成17年10月制定)

越前市の豊かな自然環境は、わたしたちの生活に安らぎと潤いをもたらし、先人の英知と努力は、地域に産業を興し、輝かしい伝統や文化を培ってきました。

わたしたち市民は、この郷土を、希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らすことができるまちとして発展させるとともに、日々の暮らしにおいては環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指さなければなりません。

市は、これまで、情報公開、個人情報保護、循環型社会の推進、男女共同参画や地域自治振興をはじめとする諸制度を整えながら、市民とともに考え行動していく協働の芽を育ててきました。

いま、社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。

こうした認識のもと、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、ここに越前市自治基本条例を制定します。

## (参考) 前文のある条例の例

### ●「越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例」

(令和2年3月制定)

ろう者とは、聴覚障がい者のうち、社会生活において手話を母語とする者又は手話を獲得しようとする者を指し、ろう者はものごとを考えたり、気持ちを伝えたりするときに手話を使って、思考と意思疎通を行います。手話とは、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話は、ろう者が生きる上で必要かつ大切な言語です。

しかし、手話が言語として社会的に認められない期間が長く続きました。そのことで、ろう者は、社会から排除され、不当な差別も受けてきました。ろう者による当事者の権利を守る運動を経て、ようやく、国連においては障害者の権利に関する条約で手話は言語であると明確になり、日本でも障害者基本法において手話は言語であると位置づけられました。しかしながら、身近な暮らしの中では、手話を言語として認識されない場面がいまだ見られます。ろう者とろう者以外の者の間に生まれる情報取得における障壁が、必然とろう者を孤立させてしまうのです。

情報取得における障壁を取り除くには、手話が言語であることの理解や認識を広めていくことが大切です。また、手話が特別なことではないことが実感できるように、生まれた時から手話に触れる環境を整えていくことが大切です。

ここに、言語である手話を広めることで、思いやりの心をもってお互いの気持ちを理解し、越前市民が安心して生活できる越前市を目指していくために条例を制定します。

## (参考) 前文のある条例の例

### ●京丹後市「京丹後市市民総幸福のまちづくり推進条例」 (平成27年10月制定)

今日、グローバル化、情報化、少子高齢化等、地域社会をめぐる状況は時々刻々と変化するとともに、市民の価値観は、経済的な豊かさの追求ばかりではなく、より多様化してきています。それに伴い、地方公共団体に求められる行政課題も多岐多彩になり、相互に複雑に絡み合っています。

このような状況の中で、市民本位で民主的かつ能率的な行政を進めるためには、行政運営の中心軸を明確にすることが欠かせません。

そのためには、普遍的な価値である個人や地域社会の「幸福」を行政運営の中心軸として据え、誰も置き去りにされることのないまちづくりの方向を見定めていくことが重要です。

このような認識のもと、市民それぞれに異なる幸福観があることが尊重され、市民総幸福のまちづくりを進めるための基本的で共通的な事柄を定め、市民皆でこれを共有して推進するため、この条例を制定します。

## (参考) 前文のある条例の例

### ●相模原市「さがみはらみんなのシビックプライド条例」 (令和3年3月制定)

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まった果てしない可能性に満ちているまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めま

## (参考) 前文のある条例の例

### ●山形県「山形県笑いで健康づくり推進条例」

(令和6年7月制定)

県民一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送ることは、県民の幸福にとって基本となるものである。

近年、少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、県民の健康を取り巻く環境は変化しており、県民が明るく健康的に暮らしていくため、心身の健康づくりに取り組むことが求められている。

笑うことが健康に良いということは経験的に知られてきたところであるが、県民を対象とした研究によれば、声を出して笑う頻度が高い人は死亡のリスクが低いという結果も出ており、他にも笑いによる運動効果、心理的負担の軽減効果、他者とのつながりを豊かにする社会的な効果等が様々な研究において示されているところである。

このことから、県民一人一人が笑うことによる効果等に関心を持ち、理解を深めることで、健康の増進に生かすとともに、笑いが伝わり、笑いで人と人がより良い関係を構築することが期待される。

家庭や職場等で笑いによる心身の健康づくりを推進することにより、明るく健康的な県民生活の実現を目指して、この条例を制定する。